

令和6年度第4回朝霞市地域公共交通協議会

次 第

開催日時：令和6年12月18日（水）

午前10時00分～

場 所：朝霞市民会館「ゆめばれす」
リハーサル室

1 開会

2 議題

（1）市内循環バス「内間木線」について

〔資料1〕

（2）運賃部会の設置について

〔資料2〕

3 報告事項

（1）公共交通空白地区における取組状況について

〔資料3〕

4 その他

5 閉会

市内循環バス「内間木線」について

◆ 概要

- ・令和6年4月より、既存の内間木線と上内間木の空白地区で検討を進めていた「かみうち号」を一体化した新しいルートを、小型車両（ハイエース）にて運行を開始。
- ・道路運送法第21条による1年間の実証運行中。
- ・運行から8か月経過したが、大きなトラブルなく順調に運行。

◆ 検討経過

- R6.10月26日（土）上・下内間木合同による意見交換会①
- R6.11月14日（木）令和6年度第3回地域公共交通協議会
- R6.11月18日（月）上・下内間木合同による意見交換会②
- R6.11月27日（水）埼玉運輸支局との協議
- R6.12月13日（金）上・下内間木合同による意見交換会③



- ・小型車両（ハイエース）による運行が順調に実施できていることから、令和7年度からの運行については、当初予定していた道路運送法第21条による実証運行ではなく、第4条による本格実施へ移行する。
- ・前回協議会で報告のとおり、ルートについては一部見直しを実施する。
- ・今後においても引き続き地元との意見交換を継続し、必要に応じてルート等の運行計画の見直しを実施する。

◆ 適用する期間又は区間その他の条件

- ・適用する期間：令和7年4月1日から（毎年12月29日～翌年1月3日は除く）
 - ・営業所配置車両数：常用車 1両、予備車 1両（何れもハイエース）
- 理由：交通空白地域を通る一部路線において狭隘道路を走行するため、ハイエースによる運行のみが可能であり、かつ、令和6年4月から実施している21条の実証実験において、ハイエース1両による運行でも旅客サービスに支障がないため。

◆ 今後の予定

- ・運賃については運賃部会で協議（現在と同額の大人180円、小児90円を案とする。）
- ・関東運輸局への道路運送法第4条認可申請（年内に提出）



令和7年4月からの新たな運行ルートでの運行開始予定

道路運送法の法体系について

区 分	種 類	種 別	運行の態様別	代表的な運行形態
旅客自動車運送事業 (法2条)	一般旅客自動車運送事業 (法3条)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法4条)	路線定期運行 (則3条の3)	・ 路線バス ・ 高速バス ・ コミュニティバス
			路線不定期運行 (則3条の3)	・ コミュニティバス (デマンド型) ・ 空港アクセス型バス ・ 観光需要対応型バス
			区域運行 (則3条の3)	
		一般貸切旅客自動車運送事業 (法4条)		・ 貸切バス
		一般乗用旅客自動車運送事業 (法4条)		・ タクシー ・ 介護タクシー
	特定旅客自動車運送事業 (法43条)			・ 従業員等の送迎バス
国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送 (法21条)				・ 自治体の要請による実証運行 ・ イベント送迎シャトルバス ・ 鉄道代行バス
自家用自動車による 有償の旅客運送 (法78条)	自家用有償旅客運送 (法79条) (法78条第2号)	交通空白地有償運送 (則51条)		・ コミュニティバス
		福祉有償運送 (則51条)		・ 介護タクシー
	国土交通大臣の許可を受けて行う運送 (公共の福祉を確保するためやむを得ない場合) (法78条第3号)			・ 通学通園バス ・ 区域運行ぶら下がり new! ・ 自家用車活用事業 new!
	災害のため緊急を要するときに行う運送 (法78条第1号)			

わくわく号(内間木線)の一般乗合旅客自動車運送事業に 係る移動円滑化基準適用除外申請について

令和6年12月18日

昭和交通株式会社

1	移動円滑化基準適用除外とは……………	2ページ
2	移動円滑化基準適用除外申請理由……………	3ページ
3	移動円滑化基準適用除外申請車両……………	4ページ
4	狭隘道路における主な運行箇所……………	5ページ
5	移動円滑化基準適用認定除外申請に関する条項及び内容……………	6ページ

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「**バリアフリー法**」という。）では、車両の新規導入の際には公共交通移動等円滑化基準（平成 18 年国土交通省令第 111 号。以下「**移動円滑化基準**」という。）に適合した**車両（車いす対応等）**の導入を義務付けている。

しかし、**道路や地形上の問題等により**、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合、**乗車定員が23人乗り以下**であって**車両総重量5トン以下**の自動車については、地方運輸局に申請し認定を受けることで、**移動円滑化基準の一部が適用除外**となる。

朝霞市内循環バス「わくわく号」(内間木線)の一般乗合旅客自動車運送事業については、交通空白地帯を含む居住地から周辺の生活利便施設等への生活交通としての運行を予定しており、一部の路線においては小型車両でなければ運行ができない狭隘道路を走行するため、小型車両の導入が必要となっている。

このため、導入予定である小型車両に関し、狭隘道路における運行の安全性及び乗車定員の確保等を図るため、移動円滑化基準第43条の規定に基づく適用除外認定を申請するものである。

3 移動円滑化基準適用除外申請車両

- (1) 車両名称 トヨタ ハイエース
(2) 車両型式 CBA-TRH224W
(3) 車両台数 ①常用車両:1台 ②予備車両:1台
(4) 車両仕様

	①常用車	②予備車
定員	10名(乗務員含む)	10名(乗務員含む)
総重量	2, 600kg	2, 600kg
全長／全幅／全高	538cm／188cm／228cm	538cm／188cm／228cm
備考	車いす非対応	車いす非対応

4 狭隘道路における主な運行箇所

①U21丸沼～U22内間木苑～U23内間木公園



②U16重瀬～U17中通～U18後通り



5 移動円滑化基準適用認定除外申請に関する条項及び内容

①

常用車

条項	基準	装備	影響等
第39条第1号 (車いす用手すり)	要設置	非設置	車いす用手すりを設置する場合、1座席撤去する必要が生じ乗車定数が減少するため、乗客の利用に支障を来す恐れがある。また、安全面においては、車両内の座席等他に掴むものがあるため、それを設置しなくとも支障はない。
第39条第7条 (車いすスペース)	要設置	非設置	運行時において乗車を希望する車いす利用者等がいた場合、一般乗用旅客自動車運送事業による振替輸送等の措置を講じることとする。

②

予備車

条項	基準	装備	影響等
第37条第2項第2号 (車いす条項円滑化設備)	要設置	非設置	予備車について、常用車が車検等により運行できない場合に一時的に利用するものである。予備車運行時において、乗車を希望する車いす利用者等がいた場合には、一般乗用旅客自動車運送事業による振替輸送等の措置を講じることとする。
第39条 (車いすスペース)			
第40条 (通路幅・手すり)			
第41条 (運行情報提供装備)			



ASKA TRAFFIC GROUP

市内循環バス「内間木線」の運賃

種別	現在 (4路線共通)	令和7年4月～(案)
基本運賃(大人/小児)	180円/90円	180円/90円
障害者運賃(大人/小児)	90円/50円	90円/50円

※特別乗車証(市内在住の障害者手帳所持者が発行可)所持者は無料。

参考資料

■近隣市のコミュニティバス運賃

	和光市	新座市	富士見市
運賃	180円	180円	200円
路線数	5路線	4路線	7路線

※小児運賃、障害者運賃は各市ともに半額

■市内の路線バス運賃

	国際興業株	東武バスウエスト株	西武バス株
初乗り 運賃	200円	200円	180円

■ねぎし号・ひざおり号運賃

	大人	小児
基本運賃(障害者運賃)	200円(100円)	100円(50円)

運賃部会（内間木線）

No.	出欠	部会長	団体名	委員	備 考（構 成 等）
1			朝霞市	村沢 敏美	市町村又は都道府県
2			昭和交通株式会社	野口 健	当該一般乗合旅客自動車運送事業者
3			関東運輸局埼玉支局	高木 純子	地方運輸局長
4			上内間木町内会	高橋 浪治	市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として 指名する者
5			下内間木町内会	伊藤 英明	

公共交通空白地区における取組状況について

(1) ねぎし号・ひざおり号 運行概要

運行期間: 令和6年12月2日(月)～令和7年11月29日(土)

運 行 日: ねぎし号(火・木・土) ひざおり号(月・水・金)

運行便数: ねぎし号27便/日(朝霞駅東口行き14便・コートエスペランサ行き13便)
: ひざおり号18便/日(北朝霞駅前行き9便・西朝霞公民館南行き9便)

(2) ねぎし号・ひざおり号 運行実績

※開始から1週間(令和6年12月2日(月)～令和6年12月7日(土))の速報値

■ねぎし号利用者数: 68人(27便×3日)

1日の平均利用者数: 22.7人

1便あたりの利用者数: 0.84人

運行日		乗車人員数	運行便数	1便あたりの乗車人数
12月3日	火	24	27	0.89
12月5日	木	13	27	0.48
12月7日	土	31	27	1.15
合計		68	81	0.84

■ひざおり号利用者数: 86人(18便×3日)

1日の平均利用者数: 28.7人

1便あたりの利用者数: 1.59人

運行日		乗車人員数	運行便数	1便あたりの乗車人数
12月2日	月	19	18	1.06
12月4日	水	28	18	1.56
12月6日	金	39	18	2.17
合計		86	54	1.59

附属機関の委員名簿（令和6年12月18日現在）

資料4

名 称		(定数)
朝霞市地域公共交通協議会		(35人)
委員の氏名	職	備考（構成等）
久保田 尚	会長	国立大学法人埼玉大学大学院
松尾 哲	副会長	朝霞市自治会連合会
福川 鷹子		建設常任委員会
黒川 滋		建設常任委員会
櫻井 正樹		朝霞市 市長公室
大瀧 一彦		朝霞市 市民環境部
濱 浩一		朝霞市 福祉部
川幡 嘉文		東日本旅客鉄道株式会社
小瀧 正和		東武鉄道株式会社
山科 和仁		東武バスウエスト株式会社
秦野 凌		西武バス株式会社
松本 章宏		国際興業株式会社
野口 健		昭和交通株式会社
小松 良行		シナネンモビリティPLUS株式会社
関根 肇		埼玉県バス協会
稲生 米蔵		埼玉県乗用自動車協会
松戸 光男		朝霞・志木地区タクシー協議会
浪江 泰永		東武バス労働組合
高木 純子		関東運輸局埼玉支局
島根 淳		埼玉県 企画財政部交通政策課
強矢 賢		埼玉県朝霞県土整備事務所
村上 崇		朝霞警察署 交通課
深澤 朋和		朝霞市 道路整備課
高橋 浪治		上内間木町内会
伊藤 英明		下内間木町内会
庄司 俊一		宮戸町内会
金子 睦男		東南部町内会
星野 隆		溝沼第一町内会
小寺 義弘		膝折町内会
渡辺 淳史		朝霞市社会福祉協議会
獅子倉 康治		朝霞市シニアクラブ連合会
金子 八郎		公募市民
大塚 進		公募市民
高野 正芳		公募市民
須藤 智郎		公募市民
特 記 事 項		
※事務局・担当 都市建設部 まちづくり推進課 交通政策係 ※会議の公開状況 原則公開 ※次回改選 令和7年7月予定		